

貯法 室温保存

アミノグリコシド系抗菌剤  
要指示医薬品 使用基準

# 鼻内用カナマイシン液明治

## 【本質の説明又は製造方法】

カナマイシン硫酸塩は、*Streptomyces kanamyceticus*から産生されるアミノ配糖体抗生物質で、グラム陽性・陰性菌や一部の多剤耐性菌に強い抗菌力を示します。

## 【成分及び分量】

品名	鼻内用カナマイシン液明治
有効成分	日局 カナマイシン硫酸塩
含量	1mL中 100mg (力価)

## 【効能又は効果】

有効菌種 ボルデテラ  
適応症 豚：萎縮性鼻炎

## 【用法及び用量】

7日に1回の割合で1頭当たり、カナマイシンとして下記の量を両側鼻腔内に分割して噴霧する。これを哺乳期間中4～5回繰り返す。

哺乳期の子豚：60～160mg (力価)

## 【使用上の注意】

## 「基本的事項」

## (1)守らなければならないこと

## (一般的注意)

- ・本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- ・本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- ・本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- ・本剤の使用に当たっては、適応症の治療に必要な最小限の期間の投与に止めること。
- ・本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意：本剤は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、豚について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。

豚：食用に供するためにと殺する前3日間。

## (豚に関する注意)

- ・本剤は鼻腔内噴霧のみに使用すること。
- ・本剤は2ヶ月令以上の豚には使用しないこと。
- ・本剤を注射剤としては使用しないこと。

## (取扱い及び廃棄のための注意)

- ・使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- ・小児の手の届かないところに保管すること。

## (2)使用に際して気を付けること

## (使用者に対する注意)

- ・誤って人の眼などに噴霧したときは、十分に水洗し、直ちに医師の診察を受けること。

## (豚に関する注意)

- ・副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

## (取扱い上の注意)

- ・本剤の噴霧には動物用の医療機器を使用すること。

## 【製品情報お問い合わせ先】

Meiji Seika ファルマ株式会社 生物産業事業本部 動薬飼料部  
〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号  
<http://www.meiji-seika-pharma.co.jp/>

## 製造販売元

## Meiji Seika ファルマ株式会社

〒104-8002 東京都中央区京橋二丁目4番16号

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発生に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記【製品情報お問い合わせ先】に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakoutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

## 【包装】

鼻内用カナマイシン液明治 1バイアル 100mL [(10g力価)] 入